



早期発見・保護が痛ましい事件を未然に防ぐ

児童虐待防止へ密接な連携体制がスタート

虐待された子どもの早期発見や保護、心のケアに取り組むため、行政や警察、学校といった関係機関が連携して「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。「皆さん」も「関係機関」と連携し、子どもを虐待から守りましょう。



浦幌町要保護児童対策地域協議会

人権擁護委員、町民生委員協議会、十勝保健福祉事務所、帯広児童相談所、池田警察署、浦幌高等学校、町社会福祉協議会、町立しらかば保育園、町立子育て支援センター、町立上浦幌保育所、町立学童保育所、町児童デイサービスセンターくれよん広場、町立診療所、町教育委員会、町立4小学校、町立2中学校、町立4幼稚園、浦幌消防署、浦幌町、役場保健福祉課の27機関で構成

子ども一人ひとりの小さなからだには、希望に満ちた大きな未来が広がっています。そんな子どもたちの未来を奪ってしまうのが虐待です。虐待は子どもの「心」と「体」に深い傷あとを残し、時には生命を奪う事もあります。

の怠慢・拒否（ネグレクト）で1万2263件（36・7％）。心理的虐待の5216件（15・6％）、性的虐待の1048件（3・1％）と続きます。虐待を受けた子どもは、3歳未満が19・4％、3歳から就学前が26・3％、小学生が

童虐待防止法の施行で虐待が疑われる児童を発見した場合の通告先として、児童相談所とともに市町村が加えられたことも踏まえ、被害児童の保護を図るため、町と関係機関が協力し、児童に関する情報の交換や支援策を協議するた

なっています。地域の皆さんの協力が必要です。虐待に気づいても、「間違っていたらどうしよう」とためらったり、「恨まれないか」「面倒に巻き込まれる」などの思いから連絡をためらいがちですが、連絡をし

報は、決して漏らしません。虐待ではなくても皆さんからの連絡は、苦しんでいる親子が「よき援助者」に出会うきっかけになるはず。 「気にかかる親子がいます」「虐待とは言い切れないのですが力になってあげてほしいんです」とぜひ連絡ください。虐待を生み出す家庭は、複雑な問題を抱えていることが多く、その対応にはかなりの困難性を伴います。問題が深刻化する前に解決するには、より早い時期に、関係機関が連携することが必要です。

皆さん一人ひとりの思いが、子どもたちを救う大きな力につながります。

平成16年度に全国の児童相談所が対応した虐待の相談件数は3万3408件。相談件数は増加の一途をたどり、平成9年度の5352件の約6倍です。虐待の種類別では、身体的虐待が1万4881件（44・5％）で最も多く、次は保護

37・4％、中学生が12・5％、高校生・その他が4・4％となっています。全国各地で起こっている事件が本町でも起こらないとは限りません。協議会は、昨年4月の改正児童福祉法の施行で市町村に設置することが規定されました。さらに改正児

めに設置しました。親は、もともと子どもを愛しています。けれども毎日の生活の中のいろいろなストレスが気持ちを不安定にし、そのいらだちを子どもにぶつけてしまっています。そして、それが度重なる、自分が止めようと思っても止められなく

た人に、その虐待についての立証責任を負わせることはありませぬし、間違いであっても責められることはありませぬ。また、協議会の参加者全員には守秘義務が課せられています。連絡や相談した人が誰か特定されてしまうような情

報は、決して漏らしません。虐待ではなくても皆さんからの連絡は、苦しんでいる親子が「よき援助者」に出会うきっかけになるはずです。 「気にかかる親子がいます」「虐待とは言い切れないのですが力になってあげてほしいんです」とぜひ連絡ください。虐待を生み出す家庭は、複雑な問題を抱えていることが多く、その対応にはかなりの困難性を伴います。問題が深刻化する前に解決するには、より早い時期に、関係機関が連携することが必要です。子どもたちが生まれてきてよかったと感じ、笑顔を取り戻せるように。子どもたちのSOSに気づいてください。

●お問合せ先 役場保健福祉課児童保育係（TEL 579 - 7707）
帯広児童相談所（TEL 0155 - 22 - 5100）

所得税・住民税の申告相談、確定申告

2月16日から始まります。正しく計算し早めに申告してください。

町では、下記の日程表により「所得税・住民税の申告相談」を行います。平成17年中に事業者などから支払いを受けた賃金や請負金支払い明細書のほか、必要書類を準備のうえ、最寄りの相談会場で申告してください。

また、満期などで支払いを受けた保険金などについては、額によっては課税の対象となりますのでお問合せください。なお、農業者（盟友）の方は、農民連盟で申告相談を行います。また、身体などに障がいがあり外出が困難な方には申告書を郵送しますので、ご連絡ください。

持参する書類など

- ①事業所などからの賃金などの支払い明細書（平成17年分給与所得、公的年金などの源泉徴収票を持参ください）
- ②平成17年中に支払った生命

保険料および損害保険料控除証明書、医療費の領収書など

③国民年金保険料控除証明書（今年から添付が義務付けられました）

④震災、風水害などによる雑損明細書・領収書など

⑤印鑑

⑥所得税の還付を受ける方は、本人の口座番号を控えてきてください。

⑦家族構成、年齢のわかるもの
⑧その他、所得の計算ができるもの（事業所得などがある方は「収支内訳書」を持参のうえ、提出してください）

確定申告する期間

平成17年分の所得税などの確定申告は、2月16日（木）から3月15日（水）までです。昨年1年間の所得と税額を正しく計算し、お早めに申告してください。

所得税・住民税申告相談日程表

月	日	時	間	場	所	対	象	行	政	区
2月16日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	農業団地セン ター2階研修室	川上、栄穂、貴老路、恩根内、川流布、宝生、合流							
2月17日(金)	13:00 ~ 15:00	上浦幌地域会館	相川、富川、美園、活平							
2月20日(月)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	役場1階 小会議室	瀬多来、留真、円山、幾千世、常室、常豊、帯富、稲穂、万年、上厚内、本町、栄町1~2区							
2月21日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	中央公民館 2階 第1・2研修室	税務署による所得税の確定申告の納税相談を実施しますので、希望される方はご来場願います。							
2月22日(水)	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	吉野公民館 1階大研修室	平和、吉野1~3区、共栄、統太、生剛、養老、朝日、愛牛、豊北、十勝太1~2区、静内							
2月23日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	厚内公民館 1階研修室	厚内1~5区、直別							
2月24日(金)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	役場1階 小会議室	緑町、新町、桜町、幸町、寿町							
2月27日(月)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	役場1階 小会議室	東山町1~2区							
2月28日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	役場1階 小会議室	住吉町1~2区、南町1~2区							
3月1日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	役場1階 小会議室	末広町、材木町、光南、宝町1~3区							
3月2日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	役場1階 小会議室	北町1~3区							
3月3日(金)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	役場1階 小会議室	北栄1~2区							
3月6日(月) ~ 15日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	役場1階 小会議室	上記日程で都合の悪い方（土・日を除く）							

役場以外での申告相談日には担当者が出向いていないので、役場で申告相談はできません。

●お問合せ先 役場町民課住民税係 (TEL 576 - 2111 内線 123)